

平成 2 8 年度 第 4 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 2 8 年 7 月 1 5 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成28年度第4回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室
2. 開会日時 平成28年 7月15日(金) 午後2時02分
3. 閉会日時 平成28年 7月15日(金) 午後2時44分

4. 出席委員(26名)

1番	箕輪展忠君	2番	沢目喜代人君
4番	竹浦寿広君	5番	竹ヶ原重義君
6番	漆畑敏男君	7番	宮本正志君
8番	畠山新市君	9番	中野渡稔君
10番	赤崎和夫君	11番	北上稔君
12番	國分弘志君	13番	甲田稔君
14番	豊川洋人君	15番	古館成光君
16番	小川正孝君	17番	新屋敷より子君
18番	杉山秀明君	19番	力石堅太郎君
20番	米田一典君	21番	山崎誠一君
22番	佐々木君信君	23番	畑山喜太郎君
24番	漆坂政行君	25番	下久保トキ子君
26番	野崎さち子君	27番	中野均君

5. 欠席委員

なし

6. 欠員(1名)

3番

7. 会議に付した案件

報告第17号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第18号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第19号	競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について
報告第20号	農地の転用事実に関する照会について
報告第21号	農用地利用配分計画の認可について
報告第22号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取下げについて
報告第23号	平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の修正について
報告第24号	農業者年金加入推進部長の推薦について
議案第22号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第23号	十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第24号	十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第25号	農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第26号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 会議録署名委員

2番 沢目喜代人君

4番 竹浦寿広君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	野田健治	事務局次長	市澤新吾
事務局振興係長	力石浩暢	事務局農地係長	越田守
事務局主任主査	野月明久	事務局主任主査	山崎和也
事務局主査	中村俊文	事務局主事	江渡俊裕

10. 書記

事務局主任主査 山崎和也

議 長（中野均君）出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成28年7月5日告示招集いたしました平成28年度第4回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（中野均君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。
2番 沢目 喜代人 委員、4番 竹浦 寿広 委員を指名いたします。

議 長（中野均君）会議書記には山崎和也君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（中野均君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。
総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（中野均君）次に報告第17号について事務局から報告いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、1ページをお願いいたします。報告第17号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件でございます。2ページをお願いいたします。今回は1件で、合意解約によるものでございます。26番につきましては自ら耕作するというところでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。よって報告第17号を報告済みといたします。

議 長（中野均君）次に報告第18号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）3ページをお願いいたします。報告第18号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件でございます。4ページをお願いいたします。今回は9件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はございません。22番は自ら耕作するものです。23番は一部は自ら耕作し、他は賃貸借中のものです。24番と25番の相続人は同一人でございます。24番は母親から、25番は父親から相続を受けているものでございます。いずれも自ら耕作するものでございます。26番は自ら耕作します。27番は親戚が耕作します。28番は一部売却予定となっております。今月の議案の26ページ40番で3条申請による売買があります。また農地の一部には、農業用施設が建っております。現況が宅地となっておりますが、それ以外については自ら耕作するものでございます。なお宅地となっている部分につきましては地目変更登記を指導してまいります。5ページでございます。29番は一部を自ら耕作し、他は賃貸借中となっております。30番は自ら耕作するものです。以上でございます。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。よって報告第18号を報告済みといたします。

議 長（中野均君）次に報告第19号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）6ページをお願いいたします。報告第19号、競売買受適格者に係る農地法第3条許可書の交付について。最高価買受申出人等となった競売買受適格者からの農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、別紙のとおり許可書を交付したので報告する件でございます。7ページでございます。今回は農地法第3条の許可書2件の交付がございます。青森地方裁判所八戸支部における競売に係るもので、許可につきましては2件とも先月6月14日開催の平成28年度第3回総会議案第14号で承認を得たものでございます。37番についての許可書の交付は、6月29日に行っております。38番につきましては7月4日に行っております。以上でございます。

議 長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第19号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第20号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）8ページです。報告第20号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件でございます。9ページでございます。今回の照会件数は8件で、現地調査は7月5日に実施し、法務局への回答は10番から16番につきましては7月7日、17番は7月12日に行っております。10番ですが、見世集落内の見世集会所から夏間木集落方面に100メートル程進んだところの北側の沢地帯になります。30年程前に減反政策の一環で果樹等を植栽した農地で荒廃農地のA判定とされてきましたが、山林化しているということで復元困難なことから非農地と回答したものでございます。11番は公園街コミュニティセンター屯所の交差点を南に進んで南小通りを過ぎてさらに南に約400メートル進んだところから東に約70メートル進んだ道路の南側になります。現況は築30年を経過した住宅が建っている部分につきましては非農地の判定は可能であります。申請のあった敷地全体のうち、住宅の南側の部分となる約5分の3程度が未耕作の状態ながら農地性があると判断されたことから一部非農地として回答したものでございます。12番につきましては藤坂郵便局前の市道を十和田警察署方面に約70メートル進んだところの道路の南側です。ここに築40年以上経過した住宅が建っており非農地として回答しました。13番は主要地方道三沢十和田線を東に進み、高清水本村入口から北へ道なりに700メートル程進んだところから北へ約100メートル進んだ沢地帯でございます。山間の谷地であることから20年以上未耕作となっておりまして雑木や雑草が繁茂しており、農地としての利用は困難であることから非農地として回答しております。14番は高清水小学校前の市道を豊ヶ岡方面に向かい、JA十和田おいらせ農業技術センターの入口から約240メートル進んだところを西に約80メートル進んだところの丁字路の北側道路の隅切り部分になります。40年以上前から道路の敷地として使用されているということから非農地として回答しております。15番は14番の場所から北に約100メートル進んだところの西側になります。築40年を経過した住宅と60年以上経過したと思われる農機具小屋が建っていることから非農地回答をしております。16番は深持の農免道路沿いのまるく保育園のある交差点から北に約700メートル進んだところから東の沢に入ったところ。ここに20年以上前に建築されたと思われる作業小屋及び農機具小屋とその通路部分を併せて非農地と回答したものでございます。17番はスーパーヤマヨ北側の道路を東に向かい、総合衣料ヤマダ東店から230メートル程進んだところにある青森タクシー十和田営業所の東側隣接地になります。昭和47年と48年にアパート建築及び宅地拡張を目的とした5条許可を受けておりますが、今日まで長期間砂利敷きの駐車場として使用してきているということから非農地として回答したものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

委員（宮本正志君）7番、宮本です。14番、面積が1.31平米です。そもそも1.31平米で農地か否かというのはナンセンスだと思うんですけども。これは何か事情があるんですか。

事務局長（野田健治君）あくまでもこれは使用している方が他人の土地を使っているということで、どうしてもそこを分筆して取得して非農地にしたいという、そのまま使っているのは心苦しいということで、ご本人の申し出でこのようなかたちで申請があったものでございます。以上です。

議長（中野均君）宮本委員よろしいですか。

委員（宮本正志君）はい。

議長（中野均君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第20号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第21号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）10ページをお願いいたします。報告第21号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件でございます。今回の報告案件は今年4月15日開催した平成28年度第1回総会議案第4号で農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて6月29日付で県知事から配分計画の認可があったものでございます。11ページから16ページでございますが、賃借権が21件、60筆で137,429平米になります。利用権の設定を受ける者でございますが、11ページの7番、12ページの11番及び20ページの20番が同一人でございます。また13ページの16番と17番、15ページの22番と23番、同じく15ページの24番と16ページの26番がそれぞれ同一人となっております。21件の申請に対し、設定を受ける者は16経営体となっております。なお利用権の設定期間につきましては3年間が4件、5年間が12件、10年間が5件となっております。17ページをお願いいたします。使用貸借による権利が3件でございます。5筆で7,606平米となっております。利用権の設定を受ける者は4番は11ページ6番と、5番は12ページ13番と同一経営体となっております。また利用権の設定期間は4番と

5番は5年間、6番は10年間となっております。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第21号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第22号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）18ページでございます。報告第22号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取下げについて。農地法第5条第3項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下げ願の提出があったので報告する件でございます。19ページをお願いいたします。この件につきましては、5番に書かれております申請月日及び土地の表示に記載のとおり、平成28年5月25日付で三本木本金崎の畑1筆496平米を事務所建築のための申請がありまして、6月14日先月開催の第3回総会議案20号で承認されたものでございますが、その後総会終了後に申請人より取下げ願が提出され、受理したものでございます。取下理由としては、申請時点では都市計画法上の建築制限はなされていないということから申請書類を受理したものでございますが、その後当該申請地が第一種低層住居専用地域ということで、用途指定上申請目的である事務所建築はできない地域であるということが判明したということとあります。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第22号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第23号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）20ページでございます。報告第23号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の修正について。平成28年度第3回総会で承認のあった平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について一部修正があったので、別紙のとおり報告する件でございます。この件につきましては先月6月14日開催した第3回総会の議案第21号におきまして、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画の中でお示しした担い手への農地集積面積の捉え方に誤りがあったので修正をするものでございます。担い手の定義でございますが5つございます。認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、特定農

業団体、いわゆる法人化した団体でございます。そして集落営農の5つとなっておりますが、このいずれかに集積されている面積を集計して集積率を算出することとなっております。この5つのほかに今後育成すべき農業者というものがございまして、その保有している面積471ヘクタールが示されていたためこれを加えて算定したことから、関連する数値が過大となったものでございます。修正する部分につきましては、21ページにその対比を記載しておりますが、修正箇所は3箇所となっております。22ページをご覧ください。参考資料として掲載しておりますが、当該修正箇所のページを示しております。ローマ数字のⅡの担い手への農地の利用集積・集約化の項目の中で、1の現状及び課題の表中、現状、平成28年3月末現在、となっておりますが、その項目の中でこれまでの集積面積の部分が修正前が7,878ヘクタールでございましたが、これを7,407ヘクタールに、これによって集積率が修正前が63.53パーセントから修正後は59.73パーセントに、また次の2の平成28年度の目標及び活動計画の中の目標の項目内、集積面積につきましては修正前が8,002ヘクタールでございましたが、修正後は7,531ヘクタールに修正となります。このことにより、現在十和田市のホームページで公表している農業委員会の目標と活動の点検・評価及び活動計画についても同様に修正して掲載しているものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第23号を報告済みといたします。

議長（中野均君）次に報告第24号について事務局から報告をいたします。

事務局長（野田健治君）23ページをお願いいたします。報告第24号、農業者年金加入推進部長の推薦について。農業者年金加入推進部長の任期の満了に伴い、別紙のとおり新たな加入推進部長を推薦したので報告する件でございます。24ページをお願いいたします。農業者年金加入推進部長の任期についてはその定めがあるところではございませんが、平成26年7月22日に開催した平成26年度第5回総会議案第19号において承認をいただいた際に平成28年3月31日までとされていたことから前回の加入推進部長の同意を得た上で平成28年4月1日に遡って引き続きその任を継続することであらためて推薦したことを報告するものでございます。なお今回につきましては加入推進部長の任期は農業委員の任期満了日となる平成29年7月19日までとなります。以上でございます。

議長（中野均君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（中野均君）なしと認めます。よって報告第24号を報告済みといたします。

議長（中野均君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第1班で、調査員は小川班長、赤崎委員、畑山委員の3名です。7月5日に現地調査及び市役所新館3階会議室での聴取調査を行っております。

議長（中野均君）次に議案第22号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）25ページをお願いいたします。議案第22号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。
16番 小川 正孝 委員、お願いします。

報告委員（小川正孝君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請12件のうち、所有権移転は4件、賃貸借等は8件です。所有権移転の4件のうち、申請番号39番と40番は売買で、39番は労力不足、40番は相手方要望によるものです。申請番号41番は同一世帯の孫への贈与です。42番は水路の付け替えに伴う交換です。次に賃借権及び使用貸借による権利についてですが、今回8件のうち、賃借権設定は7件です。申請番号39番から43番は労力不足、44番と45番は相手方要望によるものです。46番は使用貸借による権利で、同一世帯の子の死亡により親から子の妻へ経営移譲するものです。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）小川委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、調査員報告の内容について補足的にご説明をいたします。26ページの所有権移転でございます。40番につきましては4ページの28番で相続を受けたものについての売買となっております。42番ですけれども今年の3月23日に開催した平成27年度第12回総会の報告第55号で法務局の照会事案がございましたが、そこで非農地回答した水路敷地との交換ということになっております。27ページの賃借権でございます。40番から43番の4

件につきましては基盤強化法での貸付期限到来により再設定をするものでございます。なお41番から43番までの貸人は同一人となっております。44番は貸人の後継者が死亡したということから農業者年金受給のためにあらためて貸借をするというものでございます。28ページをお願いいたします。46番につきましても44番と同様に貸人の後継者が死亡したということから農業者年金受給のため後継者であった子の妻に貸借をするというものでございます。所有権移転の39番から42番まで及び貸借の39番から46番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

委員（米田一典君）ちょっと教えてください。所有権移転の42番であります。十和田市の水路敷地の交換と言いましたよね。常識でこういう自治体が農地を持つということ自体がおかしいなど。農地は自ら耕作するものであるという条項がありますよね。そういう自治体が田んぼを持っていたと。今まで田んぼを持っていた理由といいますか、何で田んぼを持っていたのかということの一つ聞きたい。それともう一つは水路敷地の面積です。相手の方である_____さんが交換された水路敷地の面積、この二つを教えてください。

事務局長（野田健治君）まず自治体、公共団体が農地を保有しているということに関してでございますが、これは全くの推測で現場の状況からの判断でございますが、もともと保有していたのではなくてこの_____さんが十和田市のもともとあった水路敷地の上を農地として利用してきたということで、その付け替えのために分筆をしてもともとあった法定外公共物であったその水路敷地と交換したというのが経緯だと思います。面積につきましては、当然同程度の面積交換ということで測量した結果の面積が107平米ということになるものと考えております。以上です。

議長（中野均君）よろしいでしょうか。

委員（米田一典君）107は地番でしょ、面積でなくて。

事務局長（野田健治君）すみません地番を見ておりました。面積につきましては同じ面積を交換したということでございます。今聞かれた質問とまたちょっと別な話ですけども、おそらく法定外公共物に関しては水路敷地であったものが現況おそらく田んぼになっている、要するに田と田の間をつなぐ水路を一体的に使ってしまっている事例が実際にございます。この場合はおそらくその水路を付け替えるにあたってそれが判明したということで、この度このようなかたちで交換ということになったものと思われれます。以上です。

委員（米田一典君）たまたま_____さんが田んぼとして使っていたんだと。それが市役所のものであったと。そういうわけだ。

事務局長（野田健治君）はい。

議長（中野均君）よろしいでしょうか。

委員（米田一典君）はい。

議長（中野均君）その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第22号は許可することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第23号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）29ページをお願いいたします。議案第23号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件でございます。

議長（中野均君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。23番 畑山喜太郎 委員、お願いします。

報告委員（畑山喜太郎君）それでは、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。7月5日午後に、小川委員、赤崎委員、私の3名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転3件です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は認定農業者です。あっせん対象の農地は、所有権の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認め

ましたので、その旨を7月5日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様の審議をお願い申し上げます、報告といたします。

議長（中野均君）畑山委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、調査員報告の内容について補足的な説明をさせていただきます。30ページでございます。14番から16番につきましてはいずれも労力不足によるものです。14番と15番の所有権を移転する者は親戚同士で、受ける者は同一人となっております。16番は現在当事者同士が3条での賃貸借中の農地の所有権移転となっております。今回申請のあった所有権移転3件につきましては、調査書のとおりで農業経営強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第23号は要請することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第24号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）31ページをお願いいたします。議案第24号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件でございます。32ページでございます。今回は使用貸借による権利の設定が1件で、1筆4,185平米となっております。利用権の設定を受ける者は農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターで、利用権の設定期間は10年間となっております。7番ですが、耕作者集積協力金が支払われるということになっておりますが、今後協力金の単価が4割程下げられるという予定になっており、暫定的な額となっておりますが24,600円程が交付

されるということとなっております。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第24号は承認することに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第25号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）33ページをお願いいたします。議案第25号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。
10番 赤崎 和夫 委員、お願いいたします。

報告委員（赤崎和夫君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は、申請番号7番の1件です。転用事由は植林です。申請者は高齢であり、土地の管理ができないことから山林にしたいというものです。昭和30年頃に申請者の親が、また昭和60年頃に申請者自ら植林を行ったとのことで、現況は申請地の7割程度が山林となっており、始末書が提出されております。農地区分につきましては、農用区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地のその他の農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（中野均君）赤崎委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、申請案件についてのご説明をいたします。34ペー

ジをお願いいたします。今回の申請は1件でございます。7番の場所でございますが、泉田集落から伝法寺羽立方面に向かう県道米田六戸線を北に約1キロメートル進んだ南部広域農道と交差する分岐点からさらに約200メートル北に進んだ道路の西側になります。申請地に植林をするということでございますが、現況の7割程度が既に山林となっていることから始末書が添付されております。平成28年1月開催の平成27年度第10回総会議案第52号で農振除外申請に対する意見を承認したもので、平成28年6月6日に農振の除外済みとなっているものでございます。以上でございます。

議長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第25号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（中野均君）次に議案第26号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（野田健治君）では、35ページをお願いいたします。議案第26号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件でございます。

議長（中野均君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。10番 赤崎 和夫 委員、お願いします。

報告委員（赤崎和夫君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、申請番号21番から28番の8件です。まず、申請番号21番ですが、借家住まい解消のため、農地を買い受け自己住宅を建築するものです。申請番号22番と23番は同一事業で、22番は住宅への進入路を整備し、23番はこの進入路の先に自己住宅を建築するものです。23番は売買により住宅用地を購入しますが、22番の進入路は使用貸借による借受けとなります。次に24番ですが、農地を買い受けて隣地と併せて10台分の駐車場を整備するものです。既に一部砂利敷きとなっていることから、始末書付きの申請となっています。申

請番号25番から27番は、借家住まい又は親との同居を解消するため、自己住宅を建築するものです。25番は農地を購入し、26番と27番は使用貸借により農地を借受けます。申請番号28番は、既存敷地が手狭であることから、隣接する農地を賃貸借し、乗用車3台分の車庫と25台分の駐車場を整備するものです。農地区分につきましては、申請番号21番から27番までは、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。28番は、農用地域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます、報告といたします。

議長（中野均君）赤崎委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（野田健治君）それでは、申請案件についてのご説明をいたします。36ページと37ページになりますが、今回の申請は8件ということです。21番の場所ですけれども県道三沢十和田線沿いにある食事処味喜の東側道路を北に約320メートル進んだところから東に約80メートル進んだ道路の北側になります。農地を買って自己住宅を建築するというございます。22番と23番は同一場所で一連の事業となります。場所は穂並町のパワーズU十和田店のある交差点から東に約800メートル進んだところにあるラーメン処とん吉の東側になります。22番は自己住宅への進入路を整備するもので、23番は自己住宅を建築するものでございます。24番の場所は三小通りを東に向かい、サン・ロイヤルとわだ東側の道路との交差点から北へ約60メートル進んだところからさらに東に約50メートルの道路の北側になります。農地を買って隣地の雑種地と一体的に駐車場を整備するというものでございます。25番の場所は大学通りを東に向かい、三木野公園前の十鉄バス停から北に向かう道路を約100メートル進んだ道路の東側になります。農地を買って自己住宅を建築するというございます。26番の場所は三本木中学校西側道路を南に向かい、第三友愛保育園を過ぎたところの南小通りの延長線と交差する場所から西の吾郷会館に向かって約150メートル、そこから約30メートル入った道路の西側になります。農地を使用貸借によって借受けて自己住宅を建築するというございます。なおまだ分筆登記は行われておりませんが、面積は事前の測量により確定しているというございます。37ページをお願いいたします。27番の場所は藤坂郵便局の南側道路を十和田警察署方面に約270メートル進んだところから北に約70メートル入った道路の西側になります。親の土地を使用貸借で25年間借受けて自己住宅を建築するというございます。28番の場所は太子食品十和田工場のある交差点から東へ約400メートル進んだところにある十和田土地改良区事務所の東側の隣接地です。十和田土地改良区の駐車スペースが手狭なことから農地を賃借権により15年間借受けて車庫及び駐車場を整備するもので

ございます。この件につきましても今月の議案第25号の4条申請と同じく、平成27年度第10回総会議案第52号で農振除外申請に対する意見を承認したもので、6月6日に農振除外となったものでございます。以上でございます。

議 長（中野均君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（中野均君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（中野均君）ご異議なしと認めます。よって議案第26号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（中野均君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもって、平成28年度第4回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

————— 閉会 午後2時44分 —————